

大島校区まちづくり集会 開催結果報告書

開催日時 平成21年7月18日(土) 10:30~12:30
場 所 大島公民館
参加者数 男 人 女 人 合計 人



○これからの10年のまちづくりに向けての提言
提言内容：大島地域再生・活性化について

1. 新居浜市連合自治会設定共通課題

課題名（環境美化）

① 身体障害者用及び公設トイレの設置について

〈市長〉

- ・身体障害者用及び公設トイレの必要性は、市も十分認識しているが、現状は、設置場所（漁港区域内）の制約上の問題もあり、具体的に進んでない。
- ・今後、各関係機関及び地元と協議を進め、どういう形のものであれば設置可能か検討して行きたい。

② ごみ持ち帰り啓発看板について

〈市長〉 現在、市は、まち美化条例を制定し、その啓発用看板も作成している。

〈課長〉

現在、市で作成している看板を紹介後、市の案を提示。この程度のものなら市で対応可能である。

堤防に大きな脚をつけるような大規模のものは、費用の問題もあり、直ぐには難しい。

〈会長〉

- ・看板については、自治会の方で決めて連絡する。

〈市民〉

- ・「大島を良くしよう」という若い人のボランティア団体の紹介。
このボランティア団体が、和井田海水浴場でゴミを集めを予定しているが、運搬処理をどうにかしてほしい。

〈課長〉

- ・黒島港まで持ってきていただくのが一番有り難いが、協議したいのでボランティア団体の連絡先を教えて欲しい。

〈市民〉

- ・了解

〈市民〉

- ・7月26日（日）の市民一斉清掃の日に実施したら都合よくいくのではないか。

〈市長〉

- ・ゴミの量にもよるが、相談させてほしい。

2. 校区設定市政課題

課題名（ 渡海船新船建造について ）

〈市長〉

- ・1月28日の意見交換後、6月28日にも大島連合自治会役員の方との意見交換会を行った。
- ・新船の就航時期は平成24年4月、旅客定員150名程度、総トン数160トン程度でバリアフリー対応を計画している。
- ・過去の料金は、国からの指導もあり、改訂を行ってきたが、現在のところは未だ検討していない。
- ・便数は、現在、四国運輸局から認可をいただいている基準が最低1日13便となっており、現在の利用状況から15便となっている。今のところ便数の変更は考えてない。

〈総括次長〉

- ・建設予算は4月の当初予算で確保した。
- ・現在、鉄道運輸機構の協力を得て取り組んでおり、造船会社からのプロポーザル方式を採用し、企画提案をもらっている。具体的な船の形は提示できないが、今後、島民の皆さんと協議しながら進めていきたい。

・最近、「くろしま」が多く使われていた大きな理由は、「おおしま」のランプゲートの故障によるものであった。今後は通常の運行に戻したい。

〈市民〉・日常の保守点検をしっかりと行うようお願いする。

〈市民〉・小型船と大型船の運行時間の使い分けを教えて欲しい。

〈船長〉・始発から9時まで大型船、10時から16時まで小型船、以降は大型船となっているが、大型船である「おおしま」は経年劣化が激しいので、状況によって出来るだけ小型船「くろしま」を使うようにしている。

〈市民〉・船の時刻表の時間はどのタイミングなのか。

〈船長〉・離岸から着岸までの時刻を示している。

〈市民〉・船が度々遅れるので時間厳守してほしい。

〈船長〉・「おおしま」はエンジンが古くなっているため、能力どおりの航海走力で運行できない場合がある。

〈市民〉・遅れそうな場合は、状況を細かく説明してほしい。また、人や車両の積み卸しの作業を工夫して、運行時刻は守ってほしい。

3. 地域課題

課題名（西之町に排水ポンプの設置）

〈総括次長〉

・西之町地区の排水については、異常潮位による海水の逆流防止対策として、海岸の放流口に逆流防止用のフラップゲートを設置していた。しかし、平成16年度の台風時には、過去最高の潮位と、基準を超える降水量を記録したことから、雨水が海に放流できず、内水位が上昇し、浸水被害が発生することとなった。過年度（平成18年度）においても同様な要望があったことから、現地にて、浸水時の状況の聞き取りや水路の現況調査を実施した。

これらを元にして、排水ポンプの設置も含め、浸水対策について検討しているが、排水ポンプ設置には多額の費用（平成11年度ポンプ設置費は約1,500万円（ポンプピット含む））を要することから、現在、費用確保ができていないのが現状である。今後も、予算の確保に努めていきたい。

〈会長〉

・現地視察の結果、西之町の大谷の所の排水口の差し板の設置と石川宅の山側の集水桝の清掃は実施するとの回答が市からあった。

課題名（ 夜間の救急船対応について ）

〈市長〉

・「漁船」とは漁船法第2条第1項に「もっぱら漁業に従事する船舶」と規定されており、また、同法第10条に「漁船原簿に登録を受けたものでなければ、これを漁船として使用してはならない」と規定されている。したがって、「漁船」は昼夜を問わず「漁業」以外に使用することはできないということになっている。

一方、「小型船舶」とは、小型船舶の登録等に関する法律第2条に「漁船を除く総トン数20トン未満の日本の船舶」と規定されており、また、同法第3条に「小型船舶登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。」と規定されている。

先日、新居浜海上保安署に問い合わせたところ、傷病人を「漁船」で搬送することは、当該「漁船」が漁船及び小型船舶、双方の登録を受けていれば可能であり、現在「漁船」の多くは双方の登録を受けているとの回答であった。

したがって、傷病人の「漁船」での搬送は、漁船及び小型船舶、双方の登録を受けている「漁船」を使用していただければ問題ないと考えている。ただ、大島全体の漁船が双方の登録を受けているかどうかの実態は把握できていない。

〈会長〉

・この件については、業務委託契約を締結しているので意見がある場合は、別途、関係者によって話し合いをすることとなっている。

課題名（ 小規模多機能型居宅介護施設の設置について ）

〈市長〉

- ・高齢者が住みなれた地域で暮らせることができる大島に適した施設整備は、切実な課題だと認識している。
- ・市が直接、介護保険の利用できる施設を建設することはない。
- ・小規模多機能型居宅介護事業所については、川西、大島も含めた川東、上部西、上部東の4圏域においてバランスよく立地できるようにしたい。
- ・大島地区にとっては、利用者が要介護、要支援認定者に限定されない高齢者福祉施設の検討を進めることが、広く高齢者を対象とした福祉の増進につながるものと考えている。ついでには、設立される委員会において、大島地区の高齢者の意向を考慮した安全で安心な老後を暮らせる施設の種別、運営法人などの検討をしていくことが必要であると考えている。市としても、引き続きその支援について考えさせていただきたい。

〈市民〉

・今後、検討の途中経過、情報等をきちんと知らせてほしい。